

## 受診者様へお願い

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されましたので、下記の点にご留意いただき、健康診断の受診において新型コロナウイルス感染防止対策にご協力をお願いいたします。

### ○健診受診前に確認していただくこと

以下に該当される方は健康診断の受診をお断りさせていただきますので、体調回復後または日数経過後に受診していただきますようお願いいたします。

- 新型コロナウイルスに感染している方及び新型コロナウイルスに感染した後、厚生労働省の示す感染者の療養期間が終了していない方
- 受診時に発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方

### ○健診受診の際にご協力いただくこと

- マスクの着用
- アルコール消毒液による手指消毒（アルコールを使えない方には、ハンドソープ等により手洗いをお願いします）
- 受付時間の厳守及び健診会場での受診者様同士の会話の自粛

上越地域総合健康管理センター